

終活ニュースレター

第1号

2026年1月

～ これからの人生を、より安心して過ごすために ～

特集 元公証人が語る

安心できる遺言書

～ これからの人生と 家族の安心のために ～

遺言書は、大切な財産とご自身の想いを、家族や大切な人へ伝えるためのものです。元気なうちに準備することで、相続手続を円滑に進めやすくなります。

今回は、長年公証役場で遺言書作成に携わってきた経験をもとに、安心できる遺言書の作り方について、わかりやすくお伝えします。



この号のポイント

- 1 遺言書を考えるきっかけ**
どのような場合に遺言書が役立つのかを解説します。
- 2 自筆証書遺言と公正証書遺言**
それぞれの特徴と注意点を比較してご紹介します。
- 3 作成前に整理したいこと**
財産の確認や家族の状況など、事前に準備すべきことを解説します。
- 4 保管方法と家族への伝え方**
作成後の保管方法や、家族への伝え方のポイントをお伝えします。



参考資料

- 法務省「自筆証書遺言書保管制度について」 <https://www.moj.go.jp/>
- 日本公証人連合会「遺言について」 <https://www.koshonin.gr.jp/>

1 遺言書が役立つ場面



遺言書は、すべての方に必要というわけではありませんが、次のような場合には、作成しておくことで、家族間のトラブルを防ぎ、ご自身の想いを確実に伝えることができます。

1 相続人以外に財産を遺したい



お世話になった親族や友人、団体などに財産を遺したい場合、遺言書で指定することができます。

2 不動産など分けにくい財産がある



自宅や土地など、分けにくい財産がある場合、誰にどの財産を相続させるかをあらかじめ決めておくことで、争いを防ぐことができます。

3 家族への想いを明確にしたい



これまでの感謝の気持ちや、家族へのメッセージを遺言書に書いておくことで、ご自身の想いを伝えることができます。

2 遺言書の主な方式



遺言書には、主に「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」の2つの方式があります。それぞれの特徴を理解し、ご自身の状況に合った方法を選ぶことが大切です。

自筆証書遺言



- 全文・日付・氏名を自書し、押印します。
- 財産目録は、一定の条件でパソコン作成も可能です。
- 法務局の自筆証書遺言書保管制度を利用することで、紛失や改ざんのリスクを減らすことができます。

公正証書遺言



- 公証人が作成し、公証役場で手続きを行います。
- 証人2名の立ち会いが必要です。
- 内容の不備が生じにくく、法的に確実性の高い方式です。
- 費用はかかりますが、後のトラブルを防ぎやすいというメリットがあります。

3 作成前のチェック



遺言書を作成する前に、次の点を整理しておきましょう。

- ✓ 財産の内容(預貯金・不動産・株式など)を確認する
- ✓ 遺言で実現したいことを具体的に考える
- ✓ 相続人の範囲や家族の状況を整理する
- ✓ 専門家(行政書士・公証人など)に相談する